

地域経済牽引事業の促進区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 7 月 14 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第56号

地域経済牽引事業の促進区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

地域経済牽引事業の促進区域における県税の課税免除に関する条例（平成19年岩手県条例第78号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（県税の課税免除） 第 2 条 法第 4 条第 6 項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（以下「同意の日」という。）から令和 7 年 3 月 31 日までに、促進区域内において対象施設を設置した承認地域経済牽引事業者について、次の各号に掲げる県税のうち、当該各号に定める額の課税を免除する。 （1）・（2） [略]	（県税の課税免除） 第 2 条 法第 4 条第 6 項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（以下「同意の日」という。）から令和10年 3 月 31 日までに、促進区域内において対象施設を設置した承認地域経済牽引事業者について、次の各号に掲げる県税のうち、当該各号に定める額の課税を免除する。 （1）・（2） [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の地域経済牽引事業の促進区域における県税の課税免除に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。
- 令和 7 年 4 月 1 日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間に不動産を取得した者で改正後の条例第 2 条の規定により不動産取得税の課税免除の適用を受けようとするものについては、施行日前に改正後の条例第 3 条第 1 号に定める期限を経過したもの又は施行日から起算して 1 月以内に当該期限が到来するものに限り、同条に規定する申請書の提出期限は、施行日から起算して 1 月を経過した日とする。